



©桜川市

桜川市では奨学金返還に要する一部を 最大50万円

を助成します!

※年間10万円を上限に継続する5年間の助成を受けた場合

助成対象者要件

桜川市在住

- 申請日時時点で桜川市に1年以上住民登録があり、現に居住している方

学歴

- 学校教育法に規定する高等学校等程度以上の学校を卒業

市税等

- 滞納がない

奨学金の返還

在学期間中に次の奨学金を受け、令和4年4月1日以降に返還を開始している

- 独立行政法人日本学生支援機構奨学金(第一種、第二種)
- 茨城県奨学資金
- 上記に掲げるもののほか、市長が認める貸与型奨学金

助成期間及び助成額

助成期間

最初に助成金の交付を受けた年度の4月から起算して

継続する5年間

※毎年度申請が必要です。

助成額

- 申請年度の前年度において返還した奨学金の額の2分の1
※年間10万円が上限となります。
※繰り上げ返還等により増額した金額は返還額に含めません。
- 助成総額の上限 5年間で50万円

申請期間・方法

申請期間

令和6年7月1日(月)～令和6年12月27日(金)(当日消印有効)
※土日・祝日を除く

申請方法

桜川市教育委員会学校教育課へ持参 又は 郵送
※申請書様式・提出書類については市のホームページをご覧ください。

QRコード



©桜川市